

政治的なものの概念と政治の擁護：バーナード・クリックを起点としたイギリス政治経済学を手がかりに

徳永，翔太

<https://doi.org/10.15017/1543673>

出版情報：地球社会統合科学研究. 3, pp.33-44, 2015-09-25. Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

政治的なものの概念と政治の擁護

——バーナード・クリックを起点としたイギリス政治経済学を手がかりに

トク ナガ ショウ タ
徳 永 翔 太

序章

現在、政治と経済の緊張関係が問われるようになってきている。政治経済の緊張関係が顕在化した経緯は以下のとおりである。冷戦が終結し、科学技術の向上が目覚ましい21世紀を迎えた現代社会において、ヒト・モノ・カネが国境を越えて移動するようになった。そのようなグローバル化の進展に伴い国境を越えた経済活動が活発になってきている。経済のグローバル化は商取引の自由度を増大させた。しかし、経済のグローバル化は同時に、「様々な市民の声を聞き、多様な利害や価値観を調整して政策の方向性を決定する」という意味での政治が著しく制限されるという事態を発生させるようになった。たとえば、政策を決定するには資本の移動に注意しなければならない状況が生じている。規制緩和、市場開放、法人税の減税など市場の評価を第一に考えた政策内容にしなければ、多国籍企業や投資家が外国へ資本を引き上げてしまうためである。

このようなグローバルな市場に適応した政策以外は選択しえないという状況は、市民が政治に参加し、社会のあり方を自ら決定するという民主主義の根幹を揺るがす由々しき問題である。そこで「政治的なもの」が問われ、盛んに議論が行われるようになってきているのである。

現在、我が国の政治学は市場の諸力による政治の浸食という問題を解決するために、「政治的なもの」の概念に注目する機運が高まっている。その中心的なものとして川崎修の『「政治的なもの」の行方』¹を挙げることができる。本書は1990年代以降における「政治的なもの」の変容を現代における問題と関連させたものである。また、最近では森政稔の『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結』²や千葉眞の『社会保障の劣化と民主主義』³など、「政治的なもの」の研究の蓄積が進んでいる。

以上、我が国における「政治的なもの」の研究の特徴は、その参考としている文献をシェルドン・ウォーリンとシャンタル・ムフに負っているところが大きいことにある。ハンナ・アレントを師匠に持つウォーリンの著書『政治とヴィジョン』⁴や、カール・シュミットの『政治

的なものの概念』⁵に着目したムフの『政治的なものの再興』⁶、さらにムフとエルネスト・ラクハウの共著である『民主主義の革命』⁷などがそれである。

また一方でイギリスでは、「政治の擁護」に関する政治経済学的研究が進んでいる⁸。バーナード・クリックの『政治の弁証(原題: *In Defence of Politics*)』⁹を起点とした「政治の擁護」を行おうとする一つの潮流がそれである。『政治が終わるとき? (*Politics and Fate*)』¹⁰のアンドリュース・ギャンブル、『政治をあきらめない理由 (*Why Politics Matters*)』¹¹のジェリー・ストーカー、『政治はなぜ嫌われるのか (*Why We Hate Politics*)』¹²のコーリン・ヘイらによって研究が進められている。彼らは、「政治とは、市民社会において異なった価値観がいかんして共存し、互いに修正していくことができるかの方法論である」¹³とするクリックの政治概念を分析枠組みの基礎に置き、現代の政治と経済の緊張関係に関する分析を行っている。そのため、クリックを起点としたイギリス政治経済学は妥協や交渉に価値を置く政治を空洞化させる新自由主義のイデオロギーの問題点に着目するのである¹⁴。

第一章以降で詳細に検討していくが、我が国における「政治的なもの」の研究は、新自由主義的秩序に対抗できるような市民の連帯をいかに構築するかということに主眼が置かれてきた。一方でイギリスにおける「政治の擁護」の研究においては、新自由主義的イデオロギーがもたらす問題に対し、政治経済学的な観点から制度的解決を試みようとしてきた。本論文は、「政治の擁護」に関する研究の知見を参照しつつ、制度的観点から「政治的なもの」の研究において手の届いてこなかった問題を考察するものである。それによって、制度的解決に向けた市民運動の条件を考察し、二つの研究の長所を生かした政治の回復の可能性を見出すことが本論文の目的である。

以上の目的を実現するために、以下の構成をとる。第一章では、現在の政治の衰退状況について考察する。それは経済のグローバル化によって政治過程が空洞化され、審議会によって新自由主義的な政策が決定されるようになっている社会状況に関する考察である。第二章ではイギリス政治経済学における「政治の擁護」に関する

研究を分析する。それは経済のグローバル化によって国民国家における政治は終焉するという宿命論を分析するものである。また、宿命論を前提とする新自由主義的イデオロギーが政策立案過程を形骸化する脱政治化のメカニズムを分析したものである。第三章では、「政治の擁護」に関する研究の知見をもとに、我が国で行われてきたウォーリンやムフを中心とした「政治的なもの」の研究の分析を考察する。それは参加民主主義を中心とした分析である。それは市民運動の可能性を思想的観点から説明するものであるが、市場の諸力が拡大するメカニズムに対する視点が弱いため、「政治の擁護」に関する研究によって補完する必要があることを確認する。結語では以上の分析の総括を行う。

第一章 審議会による新自由主義的改革

序章で述べたように、経済のグローバル化が進展し、国家の政策形成は機能不全に陥っていると考えられている。実際、国家は、規制緩和、市場開放、法人税の減税など市場を優遇する政策以外の選択肢をとることが難しくなっている。なぜならば、世界市場に適した政策以外を実施しようとすれば、世界市場の主体である多国籍企業や投資家による資本引き上げという制裁を受けてしまうためである。マーガレット・サッチャーがかつて述べた「国家は市場にたてつくことが出来ない」という言葉がグローバルなレベルで実現しつつある。

このような現状は何も学問的な議論の中で起こっているのではなく、実際の政治の場面で生じている問題である。国家戦略特区法案がそれに該当する¹⁵。たとえば特区の一つであるグローバル創業・雇用創出特区である福岡市では、新規企業の開業率20%を目指し、外国企業の誘致に向け多くの支援策を準備している。その中には、解雇要件の緩和といった労働規制の緩和も含まれている。国家戦略特区の他にも法人税の減税の決定¹⁶や、派遣期間の実質的撤廃を明記する派遣法の改正¹⁷など、グローバルな投資家に有利な政策が政府主導で進められている。これら一連の政策はグローバルな投資家にとっては非常に好ましい政策であるが、労働条件の悪化など国民の権利が削られていくような政策でもある。

そうした政策の最たるものが対日直接投資推進会議によって進められている企業担当制である¹⁸。本制度は外国企業が日本に多額の投資を行う場合、当該外資企業に副大臣級の担当官をつけて共に投資環境の整備を行うというものである。政府自らが企業の投資環境を整備するという約束は外国人投資家の関心を大きくひくことになるだろう。しかしながら企業担当制は、経済的要請を政

治的討議なしに承認する点で民主主義の根幹を揺るがす可能性を持つ検証すべき政策であるといえる。

企業担当制はイギリスの制度を模倣した制度づくりが進められているが¹⁹、非常に象徴的である。というのも『ポスト・デモクラシー』²⁰の著者であるコリン・クラウチによれば、イギリスは市場を優遇した政策を強力に推進する国家の一つだからである。クラウチによれば、政治不信によって政治過程への市民の参加が減少したとともに、巨大な企業のロビイングが増大したことによって企業を優遇した政策が構築されやすくなったと指摘する。彼はこうした状況を「ポスト・デモクラシー」と名付けたが、企業担当制はポスト・デモクラシーの状況によって生み出された政策の一つと見ることができる。

さて、上記の国家戦略特区や企業担当制は、「経済のグローバル化は歴史の趨勢であるため、国際競争力をつけ対日直接投資額を増やす以外に道はない」という言説を有する点で一致する政策群である²¹。規制緩和された特区では安価な労働力を獲得できるため外国企業は企業担当制を利用して投資を行う。活発な企業誘致政策は対日直接投資額を増やすため、地方税制は潤い、創生事業が成功するというシナリオを想定しているようである。

さらに、これら一連の政策は妥協や交渉によって政策を決定するという意味での政治を回避した改革である。たとえば、国家戦略特区構想では戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、民間業者の三者で議論が進められるため、関連大臣は意志決定において参与する権限は大きく奪われている²²。「国家は市場にたてつくことが出来ない」以上、政策の立案は技術的なものであり、意見の折衝を行う必要性がないためである。

国家戦略特区会議や対日直接投資推進会議など審議会のレベルで政策が貫徹してしまういわゆる審議会の政治が非常に力を増してきている。審議会とは、行政の政策立案や執行の際に専門的な立場から当該政策の調査・審議を行う政府の諮問機関である²³。企業関係者、中央省庁OB、学識経験者、マスコミ関係者など民選議員ではない人物によって構成されている。審議会は、専門的知識を補い、多様な利害の調整を行うことで政策の執行を円滑にすることを目的としているが、政府の意見を正当化するための政権の隠れ蓑機能を担っているとして批判されることも多い²⁴。たとえば、審議会の委員を恣意的に選出することによって政府に有利な政策形成が可能になるからである。実際、国家戦略特区の一つである中山間農業改革特区である養父市の審議会では、JAのような対立されると考えられる重要参考団体の意見は考慮されない形で政策の形成が進んでいる。

以上のような審議会の政治の問題は、民主的な統制が

外れやすく、多様な意見の調整が行われにくいという点にある。グローバル市場には逆らえない以上、政策の立案は専門的技術の問題に過ぎないとする新自由主義的改革は、対日直接投資額の増大以外の意見を抑圧してしまう。特に労働条件に関する意見は国民生活の重要な基盤であるにもかかわらず、その意見は政策に反映される余地がないのである。さらに対日直接投資額の増加はグローバル化をより促進することになるため、多様な意見の調整はより困難なものとなる。これは市民が政治に参加し、社会のあり方を自ら決定するという民主主義の根幹を揺るがす問題である。そのため政治学は政治および民主主義の危機に対応する必要がある。

現在、こうしたグローバル経済による政治過程の空洞化という問題にたいして、序章で確認したように政治学では二つの潮流が解決策を提案している。一つは我が国で行われている「政治的なもの」の研究である。これは、ウォーリンやムフを研究対象としたもので、川崎や千葉などによって進められているものである。二つ目はイギリスで盛んに行われている「政治の擁護」に関する研究である。これは、クリックの政治観を基盤にしたもので、ギャンプルやヘイ、ストーカーによって研究が進められているものである。

「政治的なもの」の研究はムフとラクハウが述べるように、「いかなる社会を打ち立てたいのかを認識」できるような「新しいヘゲモニーを構築」²⁵しようとするところに意義がある。それは新自由主義的秩序とは異なる社会のヴィジョンを提供するものである。市民は新たなヴィジョンのもとで連帯が可能となり、新たな社会運動に参加することができるようになる。さらに、川崎が述べるように、ウォーリンの研究は、新自由主義的秩序に対抗できるような抵抗の可能性を考察したものであり、民衆（demos）の具体的な生活とより密接に結びついたデモクラシーの可能性を考察している²⁶。これらの「政治的なもの」における市民運動に関する考察は、新自由主義的秩序に対抗する原動力を生み出すものである。

しかしながら、審議会による新自由主義的改革に対抗するためには、市民運動という原動力だけではなく制度的な解決の観点も必要であるように思われる。第二章で考察する「政治の擁護」に関する研究の知見によれば、経済のグローバル化は新自由主義的な改革によって推進されているところが大きい。また、国民国家の機能を大幅に縮小しないような形での国際協調の方法も存在する。民主的統制が外れ、政治過程が空洞化する問題に対しては、それをもたらす国際的な資本移動の自由に規制をかけるなどの制度的な解決策が必要である。それは、連帯の方法を構築することと同様重要な知見である。そ

こで実際に次章では「政治の擁護」の研究における新自由主義的イデオロギーの問題と政治経済的観点からの解決策を考察する。

第二章 新自由主義的イデオロギーに対する「政治の擁護」

思うに、イギリスにおいて研究されるようになってきているクリックの政治概念に依拠した「政治の擁護」論が我が国では参照されてこなかった。川崎や千葉においてはクリックに関する「政治の擁護」に触れた記述はなく、森においてもワンフレーズが叙述されているのみである²⁷。その重要性にもかかわらず日本においてはクリックの『政治の弁証』から派生する「政治の擁護」に関する研究に関しては未だ蓄積が浅い²⁸。

しかしながら、「政治の擁護」の研究における、経済的なグローバル化は歴史の趨勢であるという宿命論を新自由主義的イデオロギーが有していること、さらに宿命論に基づいて民主的統制を回避した改革を推進していること、という知見は現在の政治経済の問題を分析する上で重要なものである²⁹。そこで、「政治の擁護」の重要な知見である宿命論と脱政治化のメカニズムについて確認する。

第一節 国民国家における政治の終焉論

ギャンプルによればフランシス・フクヤマが高らかに宣言した歴史の終わり³⁰は、運命の袋小路を示していた。将来の世界は、グローバル化によって国家は消滅し、さらには権威、歴史、そして政治がなくなる宿命にあるというのである。このような消滅を所与のものとして受け取る議論を宿命論とギャンプルは名付ける。「宿命論的であるというのは、別の結果が生ずることはありえないというようにして、ものごとが現れてくるのだ、と信ずることにほかならない。つまり、人間の働きかけによって変化を引き起こすことができる、とは望みえないということなのである」³¹。

そのような宿命論の中で最も影響力が強いのが新自由主義である。「新自由主義は世界をある特定の方法で構築する、イデオロギー的な物語である。（……）市民社会および国家における資本の社会的・政治的支柱を無視する点で、新自由主義は、あらゆるかかわりから全面的に解放されるという資本主義の理想を表現している」³²。新自由主義は資本の移動が自由になった世界を、すなわち市場が極限まで開放され、政治ができる限り縮小された世界を構想する。

宿命論が想定するような政治の消滅が実際のものと

なったときに考えられる損害は大きい。宿命論に沿って考えるならば、グローバルな市場のもと多国籍企業が自由に動きまわり、国家の政治的能力は枠がはめられる。利害対立の調停を公平な観点から行う政治が消滅すれば、経済の論理ですべての物事が決まってしまう社会になるのは必然の結果である。

しかし当然のことながらグローバル化によって市場は栄え、政治は縮小し、国家は終焉を迎えるであろうという宿命論は一義的なものの見方にすぎない。

政治が存在することで、違った運命観、われわれ自身の運命ばかりでなく、われわれの社会の運命についての別の見方が提供される。政治の理念はさげられない宿命として理解された運命とは基本的に対立しているのだから、政治は運命が拘束の鉄の檻になるのを防ぐことができる。³³

以上のような政治観を持っているギャンブルはいかにして新自由主義から政治を擁護するのか。その答えが多様なレベルにおけるガバナンスである³⁴。ガバナンスとは国家の機能を相対化しつつ、EUなどの地域連合や国連など国家を越えた連携をとれる政治枠組みの強化を試みることによって一国では対処できなくなってきた経済問題に規制をかけようとするものと通常では理解されている。

しかし、ギャンブルにおけるガバナンスの使用法には留保を行う必要がある。国家の機能を著しく低下させた形のガバナンスは、国家の終焉論が想定していたものと大して変わらないためである。ギャンブルにおけるガバナンスは国家の自立性が相当程度担保されたものとして想定されている。ギャンブルの議論ではガバナンスという言葉は国家間における国際的な関係（international state system）として理解されており、超国家的な機関の必要性を訴えつつも国家の自立性を手放すことについては慎重である³⁵。

冷戦終結以来、ヒト・モノ・カネが大量に国境を越えて移動するグローバル化は変えることのできない歴史の趨勢であるように考えられてきた。しかしながら、多国籍企業が国境を越えて商業活動を行うことで、政治が制限される経済のグローバル化だけが人類が選択できる道ではない。ギャンブルによれば、国境を越えた経済的な移動に規制をかけた政治によって管理された国際協調体制（international regime）は存在しうる。それは、国民国家が自立性を保つような国境に意味を持たせた国際化である。ギャンブルによれば、第二次世界大戦後に築かれた国際協調を基本としたブレトン・ウッズ体制下においては、国家の権力も現在ほど縮小されておらず、資

本主義を管理する意思がみられたと言う³⁶。それが埋め込まれた自由主義（embedded liberalism）である。

ギャンブルが言及している埋め込まれた自由主義という概念は国際政治学者であるジョン・ラギーが提唱したものである。ラギーによれば、第二次世界大戦後の国際協調の下では、新自由主義の黄金律である自由貿易ではなく、国家間の交渉にもとづいた貿易が推進されてきた³⁷。「市場の開放にともなわざるをえない社会的調整コストを引き受け、分かち合うことに合意するもの（……）これが埋め込まれた自由主義の妥協の本質である。つまり、経済の自由化が社会的共同体に埋め込まれることになったのである」³⁸。妥協のために政府が重要な役割を果たし、国内における社会的合意、さらに国際的な貿易協定のための調整を行うことで、格差などの自由貿易に伴うリスクを抑えていたのである。埋め込まれた自由主義下においては、現在のように市場を制限できないものとは考えておらず、また市場を野放しにすることが最善のものとも考えられていなかった。多様な人々の妥協という政治がその本性とするものを行うことで、適切な国際関係を構築しようという実践がみられたのである³⁹。

国際的な資本の自由移動という事象は決して歴史の趨勢というわけではない。ブレトン・ウッズ体制のような国家間における妥協体制が存在したという歴史的事実を鑑みれば、経済のグローバル化以外の道はあり得ないという言説は宿命論にすぎないことは容易に理解できる。経済活動が国境や政治的規制によって統制されてはならないという考え方は、自由貿易に対する政府の規制はすべて排除しなければならないとする新自由主義のイデオロギーにすぎない。

このことから導かれるのは、現行のグローバル化を所与のものとして扱うべきではないということである。現在の資本が自由に移動するグローバル化は決して歴史の趨勢ではない。市場中心主義的なグローバル化以外の道、つまり国家の自立性が保証された国際協調体制も存在しうるのである。そのことを考えれば国家における政治の可能性について悲観的な態度をとることは、たとえ新自由主義的な政策に反対していたとしても、新自由主義的イデオロギーの力の源泉である、国家における政治の終焉論に一部加担してしまうことになる。

第二節 宿命論にもとづく脱政治化メカニズム

では、もし新自由主義的な宿命論の立場に立った場合、政治にはどのような不利益がもたらされるだろうか。ギャンブルによれば新自由主義の持つ宿命論的傾向の問題点は脱政治化（depoliticization）を引き起こすことにある。宿命論に立てば、経済的なグローバル化は歴史の

趨勢である以上、採用できる政策は、世界の市場に適合した政策以外に選択肢はあり得ない。それは、法人税の減税、規制の緩和、市場の開放、民営化、そしてグローバル化を加速させる自由貿易の推進などの一連の政策である。選択肢は一つであるとする宿命論を前提とした新自由主義的な改革にとって政策の立案は技術的なものにすぎず、多様な価値観の共存を可能にする交渉・妥協の政治は不要なものである。

そのため「ますます多くの決定が、選挙で選ばれた各国政府の政治家の管轄から選挙の洗礼を受けない独立行政機関（エージェンシー）へと移っていく傾向」⁴⁰がよく観察されるようになる。政治経済的な問題が官僚、経済アナリストそして国際機関の政策立案担当者などの専門家に全権が委任されるようになり、民主的な統制から外れるようになってきている状態、これが脱政治化である。

この宿命論による脱政治化のメカニズムを多用し、国際的な資本移動の自由化という新自由主義の目指す経済的なグローバル化を推進してきたのがワシントン・コンセンサスであった。これは、ジョン・ウィリアムソンが名付けたもので、「ワシントンを拠点とする国際機関、IMF、世界銀行、米財務省が好む政策を描写するために用いられる。ワシントン・コンセンサスの短いバージョンは『安定化せよ、民営化せよ、自由化せよ』である。長いバージョンは、財政規律、税制改革、自由競争的為替市場、貿易自由化、海外直接投資自由化、国営事業民営化、規制緩和、人的資本とインフラへの投資、そして財産権の保障を要求する」⁴¹。

世界銀行やIMFなどの国際機関が新自由主義を推進してきた方法はさまざまである。たとえば、その一つが条件づけと呼ばれるものである⁴²。IMFは財政困難に陥っている国家に対し融資を行っている。財政困難に陥った国家はこの融資を受けざるを得ないわけだが、融資を受けるにはIMFの求めるような政策を実施するという条件が伴う。その政策というのが金融市場の自由化といった新自由主義の目指すグローバル化政策である。さらに「それだけでなく、金融市場自体が、もしある国の政府が新自由主義の教え以外の政策を追求すれば、その国の通貨をたたき売りするという脅しや、その政府の格付けを下げるといった脅しを絶えずかけることによって」⁴³、グローバル経済に加入しようとするすべての国に新自由主義的政策が押し付けられた。

ほかにも、説明責任を逃れることに利用されているという面もある。ヘイによれば、民主的な統制を受けずにすむ専門家に難しい政策の決定権を移譲することによって政治家が説明責任を逃れるといった形での脱政治化が進んでいるという。トランス・ナショナルな機関に決

定権を委譲する政治家の行動は「政治を丸裸にし、意思決定に直接的な説明責任を負わない機関に自身の責任を転嫁、移転した」。「こうして、政治家は集団的な財を提供する能力を自ら制約してしまったばかりか、公的な討議を可能にする集団的・社会的な能力までも制約してしまったのである」⁴⁴。そしてその任を受けた国際機関が新自由主義的秩序の構築に貢献してきた。

民主的な統制から外れ、専門家による新自由主義的な改革が促進される脱政治化のメカニズムの方法は多様なものがあるが⁴⁵、いずれにせよそれがもたらす問題は何よりも政策決定の際に社会的多元性が顧みられにくいということである。宿命論にもとづく新自由主義的な一連の改革は、多種多様な意見を持つ市民間の妥協によって政策を構築していくというクリックが指すような意味での政治を必然的に衰退させてしまう。このような恣意的な政策の形成は新自由主義が構想するグローバル化から利益を享受する一部のもののみ有利な世界が構築されていくことを意味する。これは公共的な観点からみて好ましくないものである。

さらにヘイは、宿命論を前提とする新自由主義のイデオロギーの影響を政策立案者のみに限定するべきではなく、市民に与える影響までも考察に加える必要性を訴える⁴⁶。確かに、新自由主義のオルタナティブを構築するという意志のもと参加民主主義的な戦略をとったとしても、多くの人々が国民国家レベルの政治は終焉しているという宿命論を有しているのであれば、経済のグローバル化に規制をかけるような政策のために政治参加しようとは考えない。そのことを考えるならば、国際経済に対する国家の政治的管理能力を軽視する言説は見直される必要があるだろう。

「政治の擁護」の研究の知見をまとめると以下の通りになる。①新自由主義は、「経済のグローバル化は歴史の趨勢であり、国民国家における政治は終焉する」という宿命論を有している。②新自由主義的改革はこの宿命論を利用することによって、政策の立案を専門家の領分にし、多様な意見の調整を行う政治を空洞化させる。③以上の問題を解決するためには国際協調に基づく、国際的な資本移動の規制といった制度的対処を行う必要がある。この三つの「政治の擁護」の研究における政治経済学的な分析結果は、現状の新自由主義的世界秩序に変革をもたらすのに重要な知見である。

第三章 「政治的なもの」の研究の戦略

日本においては川崎や森、千葉などによって「政治的なもの」が主に議論されてきた。彼らは主に、アレント⁴⁷

とその弟子であるウォーリンに関する研究、もしくはシュミットの議論を土台にして政治的なものを語るムフやラクラウに関する研究を主に行ってきた。これらの議論は新自由主義のヘゲモニーに対抗するための対抗軸や民主主義的な意見の多様性の問題を改善するのに際して非常に有益な市民運動に関する議論を生み出してきた。

しかしながら、「政治的なもの」の研究は、市民運動やその連帯の方法に主眼が置かれてきたため、第二章で考察したような政治経済学的観点にまで手が届いてこなかった。そこで本章では、「政治の擁護」に関する研究の分析結果を踏まえた上で、市民運動が有効に機能する条件について考察していく。

第一節 ウォーリンの「政治的なもの」の研究

「政治的なもの」の研究における具体的な戦略の一つ目はウォーリンの説明によるものである。彼によれば現代において政治が危機に陥っている理由は、政治という正当性を有する権力ではなくポストモダン権力に移行していることにある。「ポストモダン権力は機敏で、動きを止めず、国境を無視し、金融市場に密着し、地球上の隔たった領域を開発すべく構えている」⁴⁸。ポストモダン権力とは、多国籍企業といったような民主的手続きによって選ばれたわけではないにも関わらず、事実上権力を持つようになった主体のことを意味する。政治的主体の在り方が問われるようになってきているのである。

ポストモダン権力は非常に強力な主体である。この主体は民主的正当性を持っていないにもかかわらず、ロビイング活動をおこなうことで国家の政策を良好なビジネス環境の構築に沿った方向へと誘導する力を持つようになっている。このようなビジネスに特化した政策を行う国家をウォーリンは経済政体と名付ける。経済政体の下では正当な民主主義的意思決定システムよりも企業を中心とした経済界の意見が積極的に採用されるようになり、経済が人間社会の論理をすべて規定するようになる。

そこで経済政体に対抗するためにウォーリンが持ち出すのが変移的デモクラシー (fugitive democracy) の概念である。彼は、「デモクラシーを、民主派が統御するため努力しなければならない単一的政体とか、『ひとつの』永続的形態の研究とかではなく、多数者の必要と願望とにかかわる根元的政治としてとらえ直す」必要があると述べる。このように理解されるデモクラシーは「制度化された過程である代りに、それは、つつましい生活を維持していくことが——時間と精力を費やしながらも——主要な関心事となっている人々の側において深く感じられている苦情や必要に対する具体化された応答、経験の契機として把握される」ものとなる。多様な声を拾

い上げるためには小規模さが重要になるとウォーリンは述べる。「地方政府および地方諸制度（学校、地域医療施設、警察、消防、レクリエーション、文化施設、財産税）の間に分散的に配置された適度の担当諸機関の多様性のうちに、また、自分たちの必要を充足させるためその時々形態を案出していく通常市民の創意性のうちに存する」のである⁴⁹。

多様な声を反映させるためのデモクラシーの可能性を探ること、それが変移的デモクラシーである。民主主義を固定された一つの制度としてとらえずに、多様な意見を反映させるための一時的なはかない現象の数々としてみるようにウォーリンは要求する。経済政体への抵抗拠点となる多様な民主的運動の数々に注目する必要があるためである。このようにウォーリンは変移的デモクラシーの概念を用いることによって、経済的貧困に関する人々の必要性に関する声を政治に組みこみ、多元的な社会を構築しようと試みた⁵⁰。こうした彼のデモクラシーや政治観は、「『公共の利益』が資本蓄積と技術革新の要請と等置され、それに抵抗するものが特殊利益として周縁化され続ける新保守主義/新自由主義の状況が反映しているものと思われる」⁵¹。

ウォーリンの議論は経済政体というポストモダン権力に支配された社会に対していかに多様性を創出するかという問題に取り組むものであった。それは、経済政体という巨大なシステムに対し、我々の実生活の感覚を基盤としたデモクラシーの可能性を分析したものである。しかし、ウォーリンの戦略を十全なものにするためには、「政治の擁護」の研究成果によって補完される必要があるように思われる。

ウォーリンは「資本主義における諸変化は社会の至高の権力としての国家の権威を弱めた。グローバルイゼーションは、外への不断の拡大、そして金による圧力だけが政治への接近を可能にするというかたちで参入の地点を狭めての国内政治の圧縮を婉曲に表現している。公的権力の民営化が続けられ、国家の権威が縮減されるにつれて、その国境は安価な労働力の波を受けて穴だらけになっている」⁵²と述べる。しかしながら、経済政体の「平常化が進んでしまったため、腐敗は広く認められているにもかかわらず、それを廃絶する政治的意思を結集することは実際上不可能なほどになっている」⁵³とウォーリンは考察する。これらの叙述は、国家における政治は経済的グローバル化の前に機能不全を起こしている以上、政治的主体を変更せざるを得ないとウォーリンが考えていたことを示している。そこで登場するのが、多様な抵抗運動を行う市民が主体となった変移的デモクラシーという概念であったのは論理必然的な流れといえる。

しかしながら、審議会の中で政策が決定してしまう新自由主義的な脱政治化の前では、小規模さを基本とした参加民主主義的な戦略は有効に機能し得ない可能性が高い。新自由主義的改革においては、政策の形成は技術的なものにすぎないので、多様な利害や価値観を有する市民の意見を反映するという政治過程そのものが不要なものとなっているからである。

さらに、経済のグローバル化を推進する新自由主義的な改革に有効な対策を講じえないとすれば、ウォーリンの戦略は厳しい状況に立たされることになる。深刻な格差を生み出す経済のグローバル化、さらにそれを促進する新自由主義的改革という不正な秩序を生み出す原因に対処しなければ、多国籍企業や投資家の影響力が強力になっていくことを止めることができないためである。もし新自由主義的な改革が進めば、ウォーリンの想定する小規模さを基本とした市民運動は一層不利な立場に陥ることになるだろう。

「政治的なもの」を回復しようとする変移的デモクラシーという概念は、「制度としての民主主義にたいするウォーリンの不信、ペシミズムが表明されている」⁵⁴。しかし、変移的デモクラシーが有効に機能するためには、第二章で検討してきたような国際的な資本移動の規制といった民主主義を可能にするような制度を構築する必要がある。

第二節 ムフの「政治的なもの」の研究

そこでもう一つの「政治的なもの」の研究の戦略であるムフの説明を確認していく。ムフによれば冷戦の終結は政治の衰退を導くものであった。社会主義の崩壊と資本主義の繁栄は、従来の右翼と左翼といったシュミットの言葉で言う友と敵の関係⁵⁵を切り崩してしまったのである。共産主義の崩壊に伴う歴史の終焉⁵⁶がもたらしたものは自由民主主義の勝利などではなく、友と敵の対立といった「政治的なもの」の喪失による新自由主義的ヘゲモニーの成立であった。

そこで、ムフはシュミットの友/敵関係による政治概念を呼び起こそうとする。それが彼女の言う闘技的デモクラシー(agonistic democracy)である。ムフは闘争という契機をもう一度復活させることにより「たがいに異質でヘゲモニーを争う複数の政治的プロジェクトが対立するような、論争のための、活気に充ちた『闘技的な』公共領域の創造」を目指す⁵⁷。なぜならば、単一的な合意を基盤とする現代リベラリズムは新自由主義的ヘゲモニーに取り込まれる事態を招きかねないためである。新自由主義の「オルタナティブ不在の教理」——「地球規模の市場は新自由主義的路線からの逸脱をどうしても許さない状況下で、各国政府に許されているのは金融上の

厳格な引き締め政策のみであり、それだけが現代世界における唯一の現実的可能性である」⁵⁸——に対抗するためには、それとの宥和ではなく、新しい境界線が必要なのである。

この闘技的デモクラシーの創造に向け、彼女は政治的左派を一つの地平として再定義することを要求する。新自由主義的ヘゲモニーに対抗するためには、左派社会運動を節合する必要がある。それは、従来のマルクス主義的な階級闘争と近年見られるようになってきた反核運動や男女差別撤廃運動、エコロジー運動などの新しい社会運動を結び付け、一つの新しい民主主義的な運動になるよう導くということである。「さまざまな形態の従属に抵抗している諸種の民主主義的闘争のあいだに等価性の連鎖を作り上げる必要」があるとムフとラクハウは述べる⁵⁹。そのような現行の秩序に対抗するという闘技的契機を生み出すことがシュミットの構想していた「政治的なもの」の再興につながるのである⁶⁰。

ムフの新たな境界線導出による「政治的なもの」の再興戦略をこれまで確認してきた。それは、オルタナティブは存在しないという新自由主義的なイデオロギーに対抗するために、新たに左派の地平を一つにしようとする社会運動の節合を行うことで新自由主義のヘゲモニーに対して、新たな境界線を導出するものであった⁶¹。それは連帯した市民運動の可能性を考察するものであるが、やはりムフにおいてもグローバル化に対する政治経済学的観点から弱いために、「政治の擁護」の研究成果によって補完する必要がある。

そこで、ムフのグローバル経済への対抗策について考察したい。ムフによれば、「グローバル化は、もっぱら情報革命によって駆動されたものとして提示された。そしてグローバル化の趨勢は、その政治的次元から切り離されて、万人がそれに屈服しなければならない運命として提示された」⁶²という。しかしながら、新自由主義のヘゲモニーに関する分析を行うことで「いわゆる『グローバル化された世界』を吟味検証」することによって現在の秩序とは異なる新たな秩序を構築することができるとムフは述べる。

そこで、ムフは新自由主義的なグローバル化の言説、つまり多国籍企業が繁栄するグローバルな自由市場以外にオルタナティブは存在しないというテーゼに対し異議を唱える。「グローバリゼーションの時代に、国民国家の水準だけで資本主義を馴致することは不可能である。さまざまな国家がその力を統合するヨーロッパ統合の文脈においてはじめて金融資本をより説明責任を伴うものにすることができる。多国籍企業がより魅力的な取引のために互いに競い合うのではなく、ヨーロッパ諸国家が共通の政策で合意するならば、異なるグローバリゼー

ションが可能になるだろう」⁶³。ムフの指摘は新自由主義が目指すグローバル化とは異なる道が存在することを示す点で魅力ある議論を提供している。

しかしながら、ムフのグローバル化理解については考察の余地がある。彼女はグローバル化された世界に対して警鐘を鳴らしているが、グローバル化それ自体は所与のものとして認め、国民国家の可能性についてはかなり悲観的である。「たんにグローバリゼーションを拒否したり、国民国家の文脈でグローバリゼーションに対抗しようとするのは、もちろん無益である。超国家資本の権力にたいして、異なる政治的プロジェクトによって特徴づけられる、もうひとつのグローバリゼーションを対置すること、それによってはじめて、新自由主義に効果的に抵抗し、新たなヘゲモニーを対置する機会を得ることができるだろう」⁶⁴。そのため、ムフの「政治的なもの」の再興戦略は経済のグローバル化自体は所与のものとして構築されている。「真にラディカルなプロジェクトは、情報革命の結果として、富の産出とそれを生み出すのに費やされる労働の量とが次第に乖離していることを、まず最初に認めなければならない」⁶⁵。このようなグローバルに拡大された問題自体は所与のものとして認めたい。ムフはヨーロッパレベルでの解決を求める。そこで提出されているのが、ヨーロッパレベルでの①労働政策の協力②非営利活動の促進③ベーシック・インカム制度の導入である。

以上のようなムフの「政治的なもの」の復活のための戦略は、新自由主義的なイデオロギーの力の源泉を見誤っている。新自由主義のオルタナティブ不在の教義とは、経済のグローバル化は歴史の趨勢であり、国家の政治は終焉を迎えるほかないという言葉のことでありと理解する必要がある。現在のグローバル化を所与のものとして受け取ったうえで新自由主義とは異なるグローバル化を目指すことと、現在のグローバル化自体の恣意性を理解したうえで新自由主義と異なるグローバル化を目指すことは異なる。

この点は非常に重要な差異である。国際的な資本移動の自由は歴史の趨勢であるとした上で、市場中心ではない社会民主主義的な政策を実施することと、現在のグローバル化自体を多様な意見が反映されるような政治に資するような形で規制をかけることは異なる。前者はグローバル化によって生み出された格差に対処しようとする対症療法的な戦略である。一方で後者は経済的な格差を生み出すグローバリゼーション自体に規制を行おうとする根治療法的な戦略である。このことを考えればムフの戦略は新自由主義の目指すグローバル化に反対しつつも、新自由主義の考えるグローバル化に一部加担してしまっている。

さらにムフの提案するEUによる労働規制、非営利活

動の促進、ベーシック・インカム制度の導入などによってグローバル化に対抗しようとする戦略についても考察の余地がある。第一にリベラル・ナショナリストの見解によれば、福祉政策を実施するには国家の連帯が必要である。ジョスリン・クチュールによれば、同一文化を享受する集団による強い紐帯によって結びつけられたネイションこそが、多様な利害や価値観を有する人間を包摂することを可能とする絆を提供しうる⁶⁶。そのため連帯が比較的弱い国境を越えた機関では強力な福祉政策を協調して行うことが難しい。

また第二に、たとえEUレベルでの強力な福祉政策の協調が行えたとしても、それが望ましいものかどうかは議論の余地がある。経済学者ダニ・ロドリックによれば、「世界は共通のルールによって押し込めるには国による多様性がありすぎる」⁶⁷。社会によって選好、環境、能力がそれぞれ異なる以上、本来福祉政策は各国の状況を反映した多様なものである。しかしながら、新自由主義的なグローバリゼーションは各国家の民主的な意思決定を拘束してしまう。それはEUのような政治主導型のグローバル化に移行したとしても同様である。超国家的な政策は、各国家の経済状況を勘案せずに一律の福祉政策を押し付けることになってしまう。国家の多様性を軽視したグローバルな福祉政策の実行は困難なものであり、現在のグローバリゼーションに対抗できる制度的な解決策としては非常に不安定なものである。

第三節 「政治の擁護」の研究と「政治的なもの」の研究の射程

イギリス政治経済学における「政治の擁護」論における研究成果は、「政治的なもの」の研究が目指す新自由主義に対抗する市民運動が有効に機能するための条件を考察するのに重要なものであった。一点目は、グローバル化の恣意性を認識する必要があるということである。これまで「資本主義グローバル経済の枠内で新自由主義にとって代われるオルタナティブはあるのか、ということが問われていた」⁶⁸。しかしながら、現在構成されている資本主義グローバル経済が自然のものであるという見方は、それが人工的に構築されてきた歴史を見落とすことになる。第一章、第二章で検討してきたように、経済のグローバル化は新自由主義的改革によるところが大きいのである。

現状のグローバリゼーション下において、新自由主義的政策とは異なるオルタナティブを探るという戦略は、対症療法的な戦略である。国際的な資本移動の自由は決して歴史の趨勢ではないし、国家間の妥協によって国際的な資本移動を管理する制度を構築することは可能である。そのことを考えれば、現在進められているグローバ

ル化そのものに対処しようとする根治療法的な戦略が必要となる。もし、多国籍企業や投資家を強力にしている原因である経済のグローバル化に対策を講じえないのであれば、「政治的なもの」の回復のための戦略は劣位に立たされ続けることになる。

そして二点目は、脱政治化されていく政策の立案過程に対して対抗する方法を模索する必要があるということである。「政治的なもの」の研究は主に新自由主義のオルタナティブとなるような市民の声を創出するというものに向けられてきたが、民主的な統制を意図的に回避する脱政治化の前ではそのような戦略は有効に機能しにくい。そのことを考えれば多様な意見を政府に届けるという単純な意味での参加民主主義という戦略は失敗に終わってしまう。

求められているのは、グローバル化を促進する新自由主義改革を変更するためには、どのような参加であれば民主的統制を確保できるかという政治参加の方法やその目的を問うことである。つまり、オルタナティブな政治指針を創出するだけでなく、多様な意見の調整を行う政治過程を可能にするような制度を構築することが求められている。たとえば、経済のグローバル化を促進している国際的な資本移動の自由に規制をかけるような法改正を求める動きが必要になるだろう。それによってブレトン・ウッズ体制に見られたような国家のレベルにおける民主的統制が担保されるようになり、多様な意見の調整を可能にするような政治の回復を図ることが可能になる。

結語

以上、「政治の擁護」に関する研究の成果を参照することによって、「政治的なもの」の研究が目指す新自由主義に対抗する市民運動の条件について考察してきた。

本論文では、その差異を明確にするために、「政治的なもの」の研究と「政治の擁護」に関する研究の特徴を強調してきたが、もちろん両者重複するところも存在する。「政治の擁護」に関する研究においても、多様な意見の妥協を可能にする「政治の擁護」だけではなく、新自由主義に対抗できるような社会民主主義という政治指針を構築する必要があるという議論がそれである。また、二つの研究の戦略の違いを強調してきたが、もちろん「政治的なもの」の研究の意図は別のところにあるということを理解することは重要である。それは個々別々で行われるようになった社会運動にいかに関連をもたらしかという目標を有しており、社会主義が衰退した現在、その手法に関する分析は非常に重要な知見である。

しかしながら両者の議論の違いを理解し、その補完的な関係を理解することは重要である。多様な価値観に基

づく利害対立を妥協させつつ調停するような政治が空洞化していくという現在起こっている政治経済的な問題に対しては、新自由主義的なイデオロギーがもたらす問題を解消する必要がある。そのためには、経済のグローバル化は決して歴史の趨勢ではないこと、諸国家間の協調の下で国際的な資本移動に対し規制を行うことで国民国家の自立性は確保できることという「政治の擁護」の政治経済学的知見は重要なものである。また、「政治の擁護」の提案する制度的解決は、「政治的なもの」の研究の強みである、新自由主義に対抗できるような市民運動という原動力を得ることによって現実味を帯びてくるものである。国際的な資本移動の規制に向けた市民運動の可能性がそれである。市場の諸力によって浸食されている政治を回復するためには、「政治的なもの」の研究と「政治の擁護」の研究はその長所を補い合う必要があるだろう。

¹ 川崎修『「政治的なもの」の行方』岩波書店、2010年。

² 森政稔『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結——新自由主義以後の「政治理論」のために』青土社、2014年。

³ 千葉眞『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』新評論、1995年や「社会保障の劣化と民主主義——ラディカル・デモクラシーの視点から」(田中浩編『リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシー』未来社、2012年、161-180頁所収)など。

⁴ ウォーリン・S『政治とヴィジョン』尾形典男・福田歓一・佐々木武・有賀弘・佐々木毅・半沢孝磨・田中治男訳、福村出版、原著2004年、翻訳2007年。本書は1960年に刊行されたものであるが、ウォーリン自身の手によって2004年に大幅な増補がなされており、21世紀に入った現代の問題に取り組んでいる。

⁵ シュミット・C『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、原著1932年、翻訳1970年。

⁶ ムフ・C『政治的なものの再興』千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳、日本経済評論社、原著1993年、翻訳1998年。ほかにも『政治的なものについて——闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』酒井隆史監訳、明石書店、原著2005年、翻訳2008年や『民主主義の逆説』葛西弘隆訳、以文社、原著2000年、翻訳2006年など。

⁷ ムフ・C、ラクハウ・E『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』千葉眞・西永亮訳、筑摩書房、原著2001年、翻訳2012年。

⁸ もちろんイギリス政治経済学においても「政治的なもの」という用語を使用している。しかしながら、本論文では二つの研究の差異を明確にするため、便宜的にウォーリンやムフを参照するものを「政治的なもの」の研究、クリッ

- クを参照するものを「政治の擁護」の研究と定義する。
- ⁹ Crick B., *In Defence of Politics*, (University of Chicago Press, 1962). — 『政治の弁証』前田康博訳、岩波書店、翻訳1969年。本書は『政治の擁護』や『政治の防御』などさまざまな訳が付けられることがあるが、本論文では前田訳を採用し、書名は『政治の弁証』、内容に関しては政治の擁護という訳で分けて使用する。
- ¹⁰ Gamble A., *Politics and Fate* (Polity Press, 2000). — 『政治が終わるとき? ——グローバル化と国民国家の運命』内山秀夫訳、新曜社、翻訳2002年。
- ¹¹ Stoker G., *Why Politics Matters: Making Democracy Work* (Palgrave Macmillan, 2006). — 『政治をあきらめない理由——民主主義で世の中を変えるいくつかの方法』山口二郎訳、岩波書店、邦訳2013年。
- ¹² Hay C., *Why We Hate Politics*, (Polity Press, 2007). — 『政治はなぜ嫌われるのか——民主主義の取り戻し方』吉田徹訳、岩波書店、邦訳2012年。
- ¹³ クリック・B「思想家、丸山眞男」(みすず編集部編『丸山眞男の世界』、みすず書房、1997年、65-70頁所収)、66頁。
- ¹⁴ 多少長いがその重要性を鑑み、コリン・ヘイ『政治はなぜ嫌われるのか』の日本語版への序文を引用したい。「集合的な問題は今日でも、例えば今日のグローバル金融危機のように、なくなるばかりか、ますます大きなものとなっている。しかし、最近まで政治学者は政治を擁護の対象とみなしていなかった(アンドリュー・ギャンブルとジェリー・ストーカーは例外である)。むしろ政治学の学問的探求は、政治の敵視に貢献してきた」(vi~vii頁)。そのため政治をできるだけ縮小しようとする新自由主義的なイデオロギーに対抗する必要があるというのである。クリックを起点とした「政治の擁護」に関する研究は基本的に以上のような方針を持ったものということができる。
- ¹⁵ 国家戦略特区に関しては <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/>> 2015年7月22日。
- ¹⁶ 朝日新聞デジタル2014/12/29 <<http://www.asahi.com/articles/ASGDY3WLQGDYULFA006.html>> 2015年7月22日。
- ¹⁷ 2015/6/19に法改正された。
- ¹⁸ 対日直接投資推進会議の推進している企業担当制については <<http://www.invest-japan.go.jp/promotion/>> 2015年7月22日。
- ¹⁹ <<http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0317/interview.html>> 2015年7月22日。
- ²⁰ クラウチ・C『ポスト・デモクラシー——格差拡大の政策を生む政治構造』近藤隆史訳、青灯社、原著2004年、翻訳2007年。
- ²¹ 世界経済に対応するには成長戦略以外「道はない(There is no alternative.)」と現政権(2015年現在)が言明していることはこのことを象徴的に表している。産経ニュース2013/6/29 <<http://www.sankei.com/politics/news/130629/pl1306290014-n1.html>> 2015年7月22日。
- ²² 日本経済新聞2013/10/21 <http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS21009_R21C13A0EB2000/> 2015年7月22日。
- ²³ 詳しくは森田朗『会議の政治学』慈学社、2006年や、西川明子「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」(レファレンス(676)、2007年5月、59-73頁所収)など。
- ²⁴ たとえば、大森彌『官のシステム』東京大学出版会、2006年、148頁や、草野厚「徹底検証 審議会は隠れ蓑である」(『諸君』27巻7号、1995年7月、98-110頁所収)など。
- ²⁵ ムフ、ラクラウ『民主主義の革命』、34-35頁。
- ²⁶ 川崎『「政治的なもの」の行方』、98-99頁。
- ²⁷ 「〈政治的なもの〉の議論には、特有の性格をもった英国起源の潮流が存在する。(……) マイケル・オークショットやバーナード・クリックのような経験的でどちらかというと保守的な自由主義といった性格を持つ政治思想家たちも、この主題では重要な一翼を形成している」(森『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結』、41頁)。
- ²⁸ クリック研究は添谷育志「なぜ「自由」が問題なのか? ——リベラルであることについての一試論」(『明治大学法学研究』、2012年、171-225頁所収) や関口正司「バーナード・クリックの政治哲学とシティズンシップ教育論」(『九州大学政治研究』、2013年、41-71頁所収) など政治哲学やシティズンシップ教育の観点からの研究は数多くあるが政治経済学的観点からの研究はほとんどなされていない。山口二郎「政治学は政治を守れるか」(『世界』第852号、2014年、151-159頁所収) はその数少ない研究という点で重要な文献であるが、政治経済よりも政治不信の問題に主眼が置かれているため、本論文の主旨とは異なる。
- ²⁹ クリックを起点としたイギリス政治経済学の特徴をよく捉えたものとしてFlinders M., “In Defence of Politics”, (*Political Quarterly*, Vol. 81, No3, 2010, pp.309-326). が挙げられる。
- ³⁰ フクヤマ・F『歴史の終わり(上)(中)(下)』渡辺昇一訳、三笠書房、原著1992年、翻訳1992年。
- ³¹ ギャンブル『政治が終わるとき?』、17頁。本論文の一貫性の観点から neoliberalism に対してネオリベリズムという訳から新自由主義に変更している。
- ³² 同上、154頁。

- ³³ 同上、22頁。
- ³⁴ ギャンブル『政治が終わるとき?』、118頁。ほかにもギャンブルのガバナンス論についてはギャンブル・A「第三の道の今日的意義」(高木郁朗・住沢博紀・T.マイヤー編『グローバル化と政治のイノベーション——「公正」の再構築を目指しての対話——』ミネルヴァ書房、2003年、249-276頁所収)、256-258頁を参照。
- ³⁵ Gamble A., “Ideologies of governance” (Payne A., Phillips N., (Ed.) *Handbook of the International Political Economy of Governance*, Edward Elgar Publishing, 2014, pp.13-31), p.16.
- ³⁶ Ibid., p.19.
- ³⁷ Ruggie J., “International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order,” (*International Organization* 36, Spring 1982, pp.379-415.), p.393.
- ³⁸ ラギー・J「埋め込まれた自由主義のグローバル化」(デヴィッド・ヘルド、マーティアス・アーキブージ編『グローバル化をどうとらえるか——ガヴァナンスの新天地』中谷義和監訳、法律文化社、原著2003年、翻訳2004年、92-125頁所収)、92頁。
- ³⁹ このようなラギーおよびギャンブルの経済観は経済学の領域においても受け入れられている。ダニ・ロドリックによれば、ブレトン・ウッズ体制は節度のあるグローバリゼーションを目指すものであったという。ブレトン・ウッズ体制では「貿易が国内制度や所得分配に対する選好、価値観に脅威のない場合にのみ、貿易は自由化され(そして維持され)たのだ。(……) 農業関係者、衣服生産者、あるいは非熟練労働に急激な所得減少の脅威を与える(……) 類の貿易は厳しく制限」されていた(ロドリック・D『グローバリゼーション・パラドックス——世界経済の未来を決める三つの道』柴山桂太・大川良文訳、白水社、原著2011年、翻訳2014年、98頁)。自由な資本移動に対する規制を行うことでグローバル経済を政治的規制のもとに埋め込み、資本主義の暴走を抑え込むことは可能であるとする議論はギャンブル一人によるものではない。他にもハーヴェイ・D『新自由主義——その歴史的展開と現在』渡辺治監訳、作品社、原著2005年、翻訳2007年、22-23頁など。
- ⁴⁰ ギャンブル・A『資本主義の妖怪——金融危機と景気後退の政治学』小笠原欣幸訳、みすず書房、原著2009年、翻訳2009年、121頁。
- ⁴¹ 同上、117頁。
- ⁴² 条件づけに関する詳しい説明はスティグリッツ・J『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』鈴木主税訳、徳間書店、原著2001年、翻訳2002年、第二章などを参照。
- ⁴³ ギャンブル『資本主義の妖怪』、121頁。
- ⁴⁴ ヘイ『政治はなぜ嫌われるのか』、211頁。
- ⁴⁵ 第一章で述べた審議会の政治もその典型例の一つである。
- ⁴⁶ ヘイ『政治はなぜ嫌われるのか』、213-216頁。
- ⁴⁷ アレント・H『人間の条件』志水速雄訳、筑摩書房、原著1958年、翻訳1994年が「政治的なもの」の研究でよく引用される。
- ⁴⁸ ウォーリン『政治とヴィジョン』、714頁。
- ⁴⁹ 同上、761頁。
- ⁵⁰ アレントから政治的なものを多く学んだウォーリンがデモクラシー概念においては異なる見方をしていることに関して詳しくは森『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結』、302-303頁。
- ⁵¹ 川崎『「政治的なもの」の行方』、99頁。
- ⁵² ウォーリン『政治とヴィジョン』、744頁。
- ⁵³ 同上、746頁。
- ⁵⁴ 森『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結』、302頁。
- ⁵⁵ シュミット『政治的なものの概念』14-15頁。
- ⁵⁶ フクヤマ『歴史の終わり』。
- ⁵⁷ ムフ『政治的なものについて』14-15頁。
- ⁵⁸ ムフ、ラクラウ『民主主義の革命』、28-29頁。
- ⁵⁹ 同上、33頁。
- ⁶⁰ もちろんムフもシュミットの敵対性概念が政治的連帯を破壊する危険性について考慮している。彼女はまったく相いれない異質性をもった敵対ではなく、対立をはらむ同意を目指す闘技を目指すべきであると慎重に議論している。ムフ『政治的なものについて』、80頁。
- ⁶¹ このような考え方は日本においても継承されている。千葉「社会保障の劣化と民主主義」、177-178頁。
- ⁶² ムフ・ラクラウ『民主主義の革命』、29頁。
- ⁶³ ムフ『民主主義の逆説』192頁。
- ⁶⁴ 同上、182頁。
- ⁶⁵ 同上、190頁。
- ⁶⁶ Couture J, “Cosmopolitan Democracy and Liberal Nationalism”, in Miscevic N (ed) *Nationalism and Ethnic Conflict: Philosophical Perspectives* (Carus Publishing, 2000), p.261-282.
- ⁶⁷ ロドリック『グローバリゼーション・パラドックス』、237頁。
- ⁶⁸ ギャンブル『資本主義の妖怪』、123頁、alternativeの訳をオルターナティブからオルタナティブに変更した。
- ⁶⁹ 「政治の擁護」論に内在する政治と社会民主主義の緊張関係は非常に重要な論点であるが、紙幅の都合上、詳細な議論は今後の論文での課題とする。

The Concept of the Political Imagination and the Defence of Politics: A Study into a Strand of English Political Economy Proposed by Bernard Crick

Shota TOKUNAGA

Politics today is in a critical situation due to economic globalization, which compels governments to implement neoliberal policies that favor market forces. In this situation, politics, which recognizes the value of compromise when diverse interests are present, is not seen to be necessary. The study of politics needs to solve this problematic situation in which politics is being undermined by the forces of the market economy.

Studies on *the defence of politics* have a considerable influence in political economy. They examine neoliberal ideologies closely from a view point of institutional analysis. Based on the arguments of *the defence of politics*, therefore, this paper tries to analyze the mechanism by which neoliberal ideologies constrain politics. These studies argue that economic globalization should not be a historical given and that it is actually promoted by neoliberal policies. They also points out that neoliberals make use of fatalism in order to adapt neoliberal policies, escaping from their duties to listen to diverse demands from various interest groups.

On the other hand, Japanese studies on *the concept of the political imagination* try to resolve the situation by emphasizing the power of solidarity against neoliberalism. However, a discussion on the problems of neoliberalism from the point of view of political economy has not yet been carried out sufficiently in Japan. There are two reasons for this: first, it is often assumed that economic globalization is a kind of assumed law of history. Second, it is also considered to be the case that such research can not provide any effective institutional solutions due to a sort of fatalistic view, which believes that nation states will surely lose their powers of control in the era of economic globalization.

The aim of this paper is to argue that we should learn from the both studies to solve the recent political predicament evident in nation states.